

No.703

広報

平成18年 1月15日 (2006年)

区分	住民基本台帳	外国人登録	合計	
人口	男	29,966	1,085	31,051
	女	29,312	1,213	30,525
	計	59,278	2,298	61,576
世帯数	27,175	1,237	28,412	

確定申告の無料相談	2面
交通災害共済に加入しましょう	4面
家庭菜園の利用者募集	4面
公立保育園の民営化を推進	6面
嘱託職員を募集	6面
第14回ふっさ女と男のフォーラム	7面
保健ガイド	8面

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課 〒197-8501 福生市本町5 ☎042-551-1511 (市役所代表)

福生市のホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

所得税、市・都民税の申告はお早めに!

※2面に確定申告の相談会について掲載しています。あわせてご覧ください。

相談日	会場	受付時間	受付担当 税務署 税理士 市職員
1日(水)・2日(木)	商工会館 2階	9:00~11:30,13:00~16:00	○
3日(金)・6日(月)・7日(火) ※税務署出張相談	商工会館 3階	9:30~11:30,13:00~15:00	◎◎○
8日(水)~15日(水)	商工会館 2階	9:00~11:30,13:00~16:00	○
9日(木)~11日(土) ※税理士会無料相談	福生駅 プチ ギャラリー3階	10:30~12:30,13:30~16:30 対象は給与収入・年金収入の方	◎
16日(木)~28日(火) ※税理士会無料相談	商工会館 3階	9:00~11:30,13:00~15:30	◎○
19日(日)・26日(日) ※青梅税務署特別開庁	青梅税務署	8:30~11:30,13:00~16:00	◎
3月 1日(水)~15日(水)	商工会館 2階	9:00~11:30,13:00~16:00	○

- 商工会館会場での受付は土曜・日曜・祝日は除きます。
- 水曜夜間・土曜の開庁時間内に限り、市・都民税申告書のみ、市役所2階課税課市民税係で受付します。(確定申告の相談・受付はできません。)
- 事業所得者の方は収支内訳書を記入のうえお越しください。
- 住宅借入金等特別控除を始めて申告する方、譲渡所得、贈与税・消費税等、また、相談内容が複雑な方は青梅税務署でご相談ください。

◆青梅税務署の確定申告受付
2月16日(水)~3月15日(水)土曜
<http://www.tokyo.nta.go.jp>
<http://www.nta.go.jp>
東京国税局ホームページ

◆源泉徴収されている方
平成17年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により、所得税の過不足額を精算します。また、源泉徴収されていない方でも、年齢、扶養親族

◆次の相談は青梅税務署へ
譲渡所得(土地・家屋・株式等)、青色申告、農業、営業所得等、消費税、相続税、贈与税の申告相談
問合せ青梅税務署
☎0428・22・3185

所得税(国税)の確定申告・還付申告、市・都民税の申告受付が2月1日から始まります



■平成18年1月1日現在、福生市に住所のある方で
①給与所得だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の

申告が必要な方

平成18年度の市・都民税の申告の受付が2月1日(水)から始まります。

昨年の年収が公的年金だけの方やサラリーマンの方で年末調整をしていない場合、あるいは医療費控除などで、所得税の還付を受けるための確定申告・還付申告も2月1日から一緒に受け付けます。※事業所得者の確定申告は税務署等で受付します。また、青梅税務署では所得税の還付申告は1月4日から相談・受付をしています。

例年3月に入りますと大変混雑しますので、お早めに申告してください。

問合せ市・都民税の申告→課税課市民税係
所得税の確定申告→青梅税務署 ☎0428・22・3185

申告に必要なもの

- ①市から送られた書類がある場合にはその書類・印鑑。
②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成17年中の収入が明らかになる資料。
③年金を受給されている方は、社会保険庁から送付されている平成17年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)。
④生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、損害保険の控除証明書、医療費などの領収書等。
※医療費控除の方→「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記載。様式自由。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。(大勢の方が申告をされますので、ご協力を。)
⑤社会保険の領収書(昨年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)。国民健康保険税は、市役所で証明を受けてお持ちください。また、国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)をお持ちください。
⑥障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳等。
⑦配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合は、配偶者の収入が明らかになるもの。

申告が必要ない方

1 平成17年分所得税確定申告書を税務署へ提出する方
2 平成17年中の所得が給与だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている方(勤務先の給与担当者に確認してください。)
3 平成18年1月1日現在、福生市外に住所のある方で、福生市内に事務所、事業所または家屋敷を有する方

青梅税務署から確定申告のお知らせ

◆確定申告書の作成は自分で書いて提出はお早めに

下書きをしてきていただき、税務署のタッチパネルを活用してください。国税庁・東京国税局のホームページでも申告書が作成できます。※白黒(モノクロ)で印刷した申告書の提出も可能です。
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
東京国税局ホームページ
<http://www.tokyo.nta.go.jp>

◆住宅借入金等特別控除を初めて申告する方へ

平成17年中に住宅を新築・購入増改築等した方で、所得税の住宅借入金等特別控除を初めて還付申告する方は、青梅税務署へ。
◆公的年金から所得税が源泉徴収されている方

平成17年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により、所得税の過不足額を精算します。また、源泉徴収されていない方でも、年齢、扶養親族